

平成 19 年第3回まんのう町議会定例会会議録(第3号)

平成19年9月27日 開 議 午前9時30分

日程第 1	副議長	おはようございます。山西毅議長より欠席の届出がありました。また、白川年男氏よりお母さんの体調が今朝急に悪くなったということでちょっと遅れて来るということでのご報告がありました。 ただ今の出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。 日程第1 本日の議事日程について、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員長 川原茂行君
	議会運営 委員長	議会運営委員会の、ご報告を申し上げます。 9月26日午前9時30分より第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、副議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員が、全員出席いたしまして慎重に審議を致しました。その結果をご報告をいたします。 初めに、委員会における、議員の傍聴について合併以降慣例で、委員会で委員に諮り決定しておりましたが、協議いたしました結果、今後は常任委員会、特別委員会、議会運営委員会すべての委員会において、議員は自由に傍聴できることで委員会運営を行うこととなりました。 また、本年3月、6月議会におきまして申し上げましたが、委員長報告に対する質疑は、審査、調査の経過と結果でございます。これに対する疑義に限られておりますので、付託案件の内容について、疑義があっても委員長、及び執行部に答弁を求めることはできませんので、再度このことについて申し上げます。 次に、議事日程ですが、お手元に配布されております、議事日程第3号についてご説明を申し上げます。 日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長 日程第2 会議録署名議員の指名 日程第3 付託案件の委員長報告 総務常任委員長 日程第4 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長 日程第5 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長 日程第6 認定第1号 平成18年度 まんのう町 一般会計歳入歳出決算認定について 日程第7 認定第2号 平成18年度 まんのう町 国民健康保険特別会計歳入歳出 決算認定について 日程第8 認定第3号 平成18年度 まんのう町 老人保健特別会計歳入歳出 決算認定について

議会運営 委員長	日程第 9	認定第 4 号	平成 1 8 年度 まんのう町 介護保険特別会計歳入歳出 決算認定について
	日程第 10	認定第 5 号	平成 1 8 年度 まんのう町 診療所特別会計歳入歳出 決算認定について
	日程第 11	認定第 6 号	平成 1 8 年度 まんのう町 簡易水道特別会計歳入歳出 決算認定について
	日程第 12	認定第 7 号	平成 1 8 年度 まんのう町 下水道特別会計歳入歳出 決算認定について
	日程第 13	認定第 8 号	平成 1 8 年度 まんのう町 農業集落排水特別会計歳入歳出 決算認定について
	日程第 14	認定第 9 号	平成 1 8 年度 まんのう町 浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出 決算認定について
	日程第 15	認定第 10 号	平成 1 8 年度 まんのう町 水道事業会計 決算認定について
	日程第 16	議案第 1 号	まんのう町 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
	日程第 17	議案第 2 号	字の区域の変更について
	日程第 18	議案第 3 号	字の区域の変更について
	日程第 19	議案第 4 号	まんのう町 道路線認定について
	日程第 20	議案第 5 号	まんのう町 道路線変更について
	日程第 21	議案第 6 号	まんのう町 道路線廃止について
	日程第 22	議案第 7 号	平成 1 9 年度 まんのう町 一般会計補正予算案
	日程第 23	議案第 8 号	平成 1 9 年度 まんのう町 国民健康保険特別会計補正予算案
	日程第 24	議案第 9 号	政治倫理の確立のためのまんのう町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について 即決をお願いします
	日程第 25	議案第 10 号	工事請負変更契約の締結について 平成 1 9 年度仲南小学校 校舎棟耐震改修工事 即決をお願いします
	日程第 26	選挙第 1 号	まんのう町外二ケ市町 十郷地区 山林組合議会議員の選挙について
	日程第 27	意見書第 1 号	公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書案
	日程第 28	議員派遣の件	
	日程第 29	閉会中の継続調査について	
	以上の日程で、意見の一致を見、午前 1 0 時 4 5 分、委員会を閉会いたしました。		
	以上で、議会運営委員会の報告を終わります。		

	副議長	議会運営委員会の報告を終わります。
		議会運営委員長の報告に対する質疑はありませんか。
		14 番 松下一美君
	松下議員	14 番松下です。ただ今議会運営委員長の報告でありましたけど、議会運営委員長の報告を尊重いたしますけど、例えば本会議においてでもやはり関連しとる場合の議員がある場合であれば除斥というものがあります。そういう点におきまして各委員会の円滑にやはり運営していくためにも、私はやはり各常任委員長の判断にゆだねるべきを、私は思います。以上です。
	副議長	18 番 川原茂行君
	議会運営 委員長	ここにありますですね、議員はすべてに傍聴できるということは、議員必携等いろいろなあれにうたわれておりますので、いろんな幅をもたした中で基本的にはそういう路線に従うのが妥当であろうと、まんのう町も 2 年近くになります合併して、いろんなことがあります。そういう中で基本的なもんには、やはりそういう路線に従っていくべきであろうと。こういう考えで議会運営委員会の委員で決定いたしました。以上でございます。
	副議長	14 番 松下一美君
	松下議員	議長、14 番 議員必携にも書いてあるのは十分承知しております。それであれば、やはり傍聴するのであれば傍聴規定に基づくやはりルールはしっかり守っていただきたいと思います。以上です。
	副議長	18 番 川原茂行君
	議会運営 委員長	傍聴者は当然でございます。以上です。
	副議長	他に質疑ございませんか。
		21 番 谷森哲雄君
	谷森議員	先ほどの委員長の報告の中で審議内容及び経過報告についてのみと、こういうような一定の質疑に対する制限が加えられたと、私はこういうふうに理解するわけですが、これはいわゆるこう法律とか地方自治法とか、そういうことに抵触はしないのですか。
	副議長	18 番 川原茂行君
	議会運営 委員長	これはですね、先般の議員の勉強会を踏まえてですね、議会への報告事項等についての議会報告の中で報告のみを行うとこれに対する委員長報告でございますが、これに対して質疑の答弁は当然結果と経過、それと執行部には質問をしないということは勉強会でも皆さん方の意見の一致を見たことでありますから、再度申し上げておるわけです。以上です。

日程第 2	副議長	他に質疑ございませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により議長において、 1 番 久元 豊君 2 番 小亀 重喜君 を指名いたします。
日程第 3	総務常任 委員長 副議長	日程第 3 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。総務常任委員長 三好勝利君 議長、委員長報告に入る前にちょっと 1 ～ 2 分休憩をお願いします。
		暫時休憩をいたします。 休 憩 9 時 4 3 分
	副議長 総務常任 委員長	再開いたします。 再 開 9 時 4 4 分 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る 9 月 25 日午前 9 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして、委員全員と、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、副議長同席し、執行部より町長、副町長、会計管理者、総務課長、企画政策課長、商工観光課長、税務課長、琴南支所長、仲南支所長の、出席のもと総務常任委員会を開催いたしました。 9 月定例会本会議におきまして、総務常任委員会に付託されました案件は、認定第 1 号、議案第 1 号、議案第 7 号の 3 案件であります。 初めに、認定第 1 号 平成 18 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定及び議案第 7 号 平成 19 年度まんのう町一般会計補正予算案につきまして、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より各委員会での質疑等について報告がありました。 その後、付託案件につき、本会議に引き続き、執行部より詳細説明を受け、各委員より、質疑、意見がありました。 認定第 1 号 平成 18 年度一般会計決算認定につきましては、歳入面で、未収と不納欠損、納税の周知など委員から質疑があり、

総務常任 委員長	執行部より不納欠損は、競売されても配当が見込めないものなど、今後納付が見込めないものである。未収については徴収に努めており、町税に関しては、催告状の発送、中讃広域へ移管を行い進めている。納税の周知についても行っていくとのことでありました。 歳出面で、通学バスの運行については、乗車人員の問題もあるので今後の問題として検討してほしいと申し入れました。 地籍調査については、進捗が遅いので進捗をあげるように求めました。 また、不用額の多いものについては、制度改正等により、不明な部分もあったこと、また、できるだけ経費の節減に努めた結果であるとのことでありました。 議案第7号 平成19年度一般会計補正予算につきましては、支所費でバス運行に必要な経費について実績の報告があり、予想以上の利用となっているためとのことでありました。 公有財産購入については、委員より将来の計画をもって、あとの維持管理を十分してもらいたいとの意見がありました。 議案第1号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正については、他町の状況について、昼休みを短縮されることとなるが組合との関係はどうか、質疑があり、執行部より郡内同一歩調であり勤務時間は8時間であるということでありました。 付託されました案件につき、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長の報告を踏まえ、慎重に審査しまして次のとおり決定しましたので会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。 認定第1号 平成18年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。 議案第1号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、全会一致可決。 議案第7号 平成19年度まんのう町一般会計補正予算案 全会一致可決。 とすることで意見の一致を見ました。 以上が付託案件審査の結果報告であります。 また、閉会中の所管事務調査を申出ることとし、午後4時20分委員会を閉会いたしました。 以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。
副議長	これをもって総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。ただ今の委員長報告に対する質疑にはいりません。 質疑はありませんか。 2番 小亀重喜君

	小亀議員 副議長 総務常任 委員長 副議長 小亀議員	2 番小亀です。委員長の方の簡潔明瞭なご報告ありがとうございます。十分わかったわけなんです、すいません、先ほど議運委員長の報告がありましたが、傍聴の方がかないませんでしたので審議の経緯について2、3ご質疑させていただけたらと思います。決算認定につきましてでございます。決算認定につきましてはただ認定するだけではなくて、行政効果の客観的な判断とか今後の改善や反省事項の活用、把握が主たる目的であろうかと思ひます。まあ、その中でなすべき重要な機能というのは財政運営の適否の判断ではないかなあと思ひます。十分な審議をなされてるかと思ひんですがその判断の中でいわゆる重要視されてます計画性、弾力性、積極性、計画性につきましては収支の均衡がとれた堅実にして計画的な財政運営であったかどうか、弾力性につきましては長期的視野にたつて財政構造の弾力性確保のために十分な配慮と努力がなされた財政運用であったか、積極性に関しましては行政本来の目的である高い行政サービスの提供に努め、行政水準の確保とその向上をめざした意欲と積極性にみちた財政運営であったか、これらにつきまして十分なるご審議がされているかと思ひますがどのようなご判断をされたかお聞かせ下さい。以上です。 1 6 番 三好勝利君 ここでええんかな、そっちへいくん。ここで。 非常に的確な、また意義のある質問ないようだと思います。それは委員会におきまして詳細にわたり、各建設経済は建設経済で教育民生は教育民生で十分内容審議をしたということを報告いただいて、了解、なおかつ再度総務の方で審査をし結果を見たわけでありまして、ただ単に聞いてふんふんというて、右から左というんじゃないでしてやはりその中には十分詳細に説明し、なぜこうなっておるか、これではつまらんではないかと、まあそういう言葉がどうかわかりませんが、私は人間的にがさつな人間でございますので、まあ、委員長というポストのある以上そういう立場にたつておるわけで相当厳しく追求をしております。そういう中ですべて100%といいませんが98%ぐらいの確立の基にやはり説明をいただいて、まだやはり新町になって我々もどうだろうか、執行部も紆余屈折しながらやっぱり新しいうねりの中で将来を見出しておるわけでございます、先般あの、載ってありました光ファイバーについてでも本当に短期間でこれだけのものを作り上げておりますので、そういうことを十分質疑応答をしておりますので、傍聴がなかったから疑問点があるかと思ひますが、それはやっぱり我々付託された案件で責任をもって十分審議しておりますからそれを報告しておきます。 (白川年男議員 着席) 2 番 小亀重喜君 たびたびしまして委員長の力強い返答ありがとうございます。それではということじゃないんですが、計画性、弾力性につつま
--	---	--

	小亀議員 副議長 総務常任 委員長 副議長 高木議員 副議長 高木委員	しては議員必携などを見ていただいたら書かれておるんですが、その指標として実質収支比率3～5%が望ましい。これに対して実績でいいますと13.7%があがっております。それから経常収支比率につきましては75%以下が望ましい。これに対して85.5%。それから公債費比率12～13%以下が望ましい。これについて15.8%になっております。もちろん将来的な展望はあるかと思うんですがこれらの数値に対してどのようなご判断をされるか、またそのような審議があったかどうかだけお答えいただけたらと思います。 16番 三好勝利君 なかなか的確な質問だと思います。我々もそのへんは承知しておりまして、まあすべて法律の枠内でやるならば憲法もいらないすべて、あの交通標識でいうならば安全標識もいらないのであってその中で非常にきびしい中にもやはり最善の努力をして、なおかつ、こういう結果がでておるんだという報告を得ておりますので、それ以上のことはやっぱり次年度へ期待していただいて、まだまだ新町に先ほど申しましたように新町になってやらないかんこと、見落としたことちょっと余分になったかなあということが多々あると思いますので、そのへんは十分ご理解をいただければ幸いです。以上です。 (結構です。ありがとうございました。) 他に質疑ありませんか。 20番 高木堅君 今、総務委員長が2へん目小亀議員の質問に答えておりましたが、先ほどの冒頭に議運の委員長が話がありましたが、まあそこそ傍聴等のそれに関しては、各それには議員としたらどこへでも傍聴できるというのが議員必携にも載っておりますが、まあその点についてですけど、まだそれは1点だけでもろもろ的内容的には十二分に吟味する点があると思います。なお、総務委員長に尋ねるのはいいことですが、我々総務委員会のメンバーとしてでも委員長のもと十二分に執行部に対しては、こっちから委員会の方として要望することは要望するし、指摘することは指摘しております。なおかつ、小亀議員が15.8云々ということもありましたが、それも総務課長の方から十分に18をボーダーラインとして、そのラインを一線を引いておると、そこまで行くと大変危険な状態だというその点も十二分に、我々もまちがいないのうとは、いうかたちでやっておりますので十二分にその点委員会のちょっと、高木議員、総務委員会内での高木議員も総務委員会の・・・。 いやいや、委員長の補足しよるだけ。ほんだきん、2度もわたってやっぱり委員会の総務委員長のやっぱり委員長報告を尊重してもらいたい、また信頼してもろて十二分にそのへんを理解してもらわんと、今後の議会運営がむずかしいではないんかとかように思うんで私もお願いしといたらとかように思うわけです。勘違いしてもろたら困るで、議長。
--	--	---

日程第 4	副議長 教育民生 常任委員長	他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 4 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 藤田昌大君 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。 教育民生常任委員会については、去る 9 月 1 9 日午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして、委員 6 名出席し、執行部より町長、副町長、教育長、会計管理者、総務課長、住民課長、環境保全課長、福祉保険課長、健康増進課長、琴南支所長、教育次長、社会教育課長出席のもと開催いたしました。 9 月定例会議におきまして、当委員会に付託されました案件については、認定第 2 号から第 5 号、議案第 8 号の 5 案件であり、本会議に引き続き、執行部より詳細な説明があり慎重に審査を行いました。その内容を報告いたします。 まず、認定第 2 号の案件については、国保の関係でありますけれども主な内容については、不納欠損金、未収金額の解消についての報告、そしてまたレセプト点検委託料の具体的な内容等、効果について等質疑を行いました。 認定第 3 号 1 8 年度まんのう町老人保健の関連については、現在予定されている後期高齢者連合の流れ等、今後の方向について質疑を行ったところであります。 認定第 4 号 1 8 年度まんのう町介護保険関係については、全体の予算現額の仕組み法改正に伴う実態、すなわち施設介護から在宅介護への取組の現状の報告を受け質疑を行ったところであります。 認定第 5 号 1 8 年度診療所会計については、診療所の実態及び診療所の住民福祉のための必要性を認識し、意見交換を行いました。 議案第 8 号 1 9 年度国保の補正予算案について、1 8 年度予算の確定における補正予算であるということで説明を受けました。 その後認定第 1 号、議案第 7 号の所管に係る部分の質疑を行ったところであります。その内容については決算書については扶助費の不用額の関係、報告書については保育料の未納、そして各製本パンフについての作成と活用の方法をどうするか。葬祭費の料金について適正であるか改正する気があるかということで質疑を行いました。仲南小学校通学バスそしてまた小学校、中学校通学
--------------	----------------------------------	--

教育民生 常任委員長	バスの実態について報告を求めました。給食費の未納についてはそれぞれ質疑の中で現在努力していった結果94万までは減少しているけれども、なお努力していることであります。保育所の未納についても報告しておきますけれども、保育所の未納については1件については分割納入で実施されているということでもあります。あとの分については努力していることであります。 そして、平成19年度一般会計補正予算案についてもそれぞれ質疑を行い理解、了解されたものと解釈しております。 それでは、案件の議案審議の結果を報告いたします。 <table><tr><td>認定第2号</td><td>平成18年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について</td><td>全会一致</td><td>認定</td></tr><tr><td>認定第3号</td><td>平成18年度まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について</td><td>全会一致</td><td>認定</td></tr><tr><td>認定第4号</td><td>平成18年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について</td><td>全会一致</td><td>認定</td></tr><tr><td>認定第5号</td><td>平成18年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について</td><td>全会一致</td><td>認定</td></tr><tr><td>議案第8号</td><td>平成19年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案について</td><td>全会一致</td><td>可決</td></tr></table> でありました。 委員より不用額についての部分で、今年度は多岐にわたり多額であったため、法に基づく付属資料や審査資料を必要でないかという意見があったことを付け加えておきたいと思います。 以上付託案件審査を審査した後、閉会中の所管事務調査を申出ることとし、午後7時30分委員会を閉会いたしました。 以上であります。	認定第2号	平成18年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全会一致	認定	認定第3号	平成18年度まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	全会一致	認定	認定第4号	平成18年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全会一致	認定	認定第5号	平成18年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について	全会一致	認定	議案第8号	平成19年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案について	全会一致	可決
認定第2号	平成18年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全会一致	認定																		
認定第3号	平成18年度まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	全会一致	認定																		
認定第4号	平成18年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全会一致	認定																		
認定第5号	平成18年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について	全会一致	認定																		
議案第8号	平成19年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案について	全会一致	可決																		
副議長	これをもって教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。ただ今の委員長報告に対する質疑にはいりません。 質疑はありませんか。																				
谷森議員	21番 谷森哲雄君 委員長にお尋ねいたしますが、やはり審議過程の中で介護保険の議案の審議の内容ですが、その中で私は個人的には在宅介護を今後積極的に取組むべきでないかと、そうすれば国、それから県、地方自治体、そしてまた被保険者と、介護保険というのはいわゆる介護のいった分に対して保険料で半分賄うと、こういうようなシステムになっておりますので、施設介護よりかは在宅介護が一般的に非常に経費が安くつくし、それからまた介護を受けられる方も安心できると、まあこういうことが私はそういうふうに理解しておるわけですが、本町の介護保険の分での委員会での審議の経過の中でそういうようなご意見があったかどうか、その点だけお尋ねいたします。																				

日程第 5	副議長 教育民生 常任委員長	10 番 藤田昌大君 谷森議員さんの質問にお答えしたいと思います。当然施設介護から在宅介護へというのは、この分の流れでありまして介護保険の法の改正についてもですね、要支援1から要介護1の人を、要支援1、要支援をですね、1から2に広げた経過があります。そういった部分については、施設介護から在宅介護へと流れがありまして在宅介護の手当てもですね、出している状況で当然、谷森議員さんの質問のとおりそういう努力はしているところでもありますけれども、まあ残念ながら今の状況でですね、不十分であることは委員全体が理解しています。そしてまた、介護保険の仕組みそのものがですね、大きく変化していった質問の中では具体的に要介護4、5のですね、手当てが適当であるか適当でないかという意見まで突っ込んでだされたところでもあります。そういった部分についてはですね、谷森議員さんのいう在宅介護を中心にしようということは当然今おこっていますし、また、地域の力でですね、そういったことをしようという福祉保険課、そしてまた健康増進課のですね、流れの中でもそういった動きが出ているだろうと思います。そういった部分では十分議論がなされたとは私は解釈しております。以上です。
	副議長	他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。
	建設経済 常任委員長	日程第5 建設経済常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 高尾幸男君 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る9月20日午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員と、副議長同席し、執行部より町長、副町長、会計管理者、総務課長、農林課長、建設課長、土地改良課長、水道課長、環境保全課長出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。 9月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました、案件は、認定第6号から認定第10号、議案第2号から議案第6号、意見書第1号の11案件であり、本会議に引き続き、執行部より詳細説明があり、現地調査を行い、質疑、答弁がありました。 付託された案件、認定第6号、簡易水道決算、認定第10号、水道会計決算につきましては、未収金の質疑があり、徴収に努めているとのことでありましたが、今後も未収金をなくすよう求めました。 議案第2号、第3号の字の区域の変更及び議案第4号から議案第6号の町道の認定等については、詳細な現地調査を行いました。 また、平成18年度一般会計歳入歳出決算認定、平成19年度一般会計補正予算案の建設経済常任委員会関係部分について質疑

建設経済 常任委員長	を行い、理解、了承したものと思います。				
	付託されました案件につき、慎重に審査を行い次とおり決定しましたので会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。				
	認定第6号	平成18年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について とすることで意見の一致を見ました。	全会一致	認定	
	認定第7号	平成18年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について とすることで意見の一致を見ました。	全会一致	認定	
	認定第8号	平成18年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について とすることで意見の一致を見ました。	全会一致	認定	
	認定第9号	平成18年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について とすることで意見の一致を見ました。	全会一致	認定	
	認定第10号	平成18年度まんのう町水道事業会計決算認定について とすることで意見の一致を見ました。	全会一致	認定	
	議案第2号	字の区域の変更について とすることで意見の一致を見ました。	全会一致	可	
	議案第3号	字の区域の変更について とすることで意見の一致を見ました。	全会一致	可	
	議案第4号	まんのう町道路線認定について とすることで意見の一致を見ました。	全会一致	可	
	議案第5号	まんのう町道路線変更について とすることで意見の一致を見ました。	全会一致	可	
	議案第6号	まんのう町道路線廃止について とすることで意見の一致を見ました。	全会一致	可	
意見書第1号	公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書案 とすることで意見の一致を見ました。	全会一致	可		

日程第 8	副議長	これより、認定第 2 号 平成 1 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり認定されました。 日程第 8 認定第 3 号 平成 1 8 年度まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 3 号 平成 1 8 年度まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
日程第 9		(なし) 異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり認定されました。 日程第 9 認定第 4 号 平成 1 8 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 4 号 平成 1 8 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり認定されました。

日程第 1 0	副議長	日程第 1 0 認定第 5 号 平成 1 8 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 5 号 平成 1 8 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり認定されました。
日程第 1 1		日程第 1 1 認定第 6 号 平成 1 8 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 6 号 平成 1 8 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり認定されました。
日程第 1 2		日程第 1 2 認定第 7 号 平成 1 8 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。

日程第 1 3	副議長	これより、認定第 7 号 平成 1 8 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり認定されました。 日程第 1 3 認定第 8 号 平成 1 8 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 8 号 平成 1 8 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり認定されました。
日程第 1 4		日程第 1 4 認定第 9 号 平成 1 8 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 9 号 平成 1 8 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。

日程第 1 5	副議長	よって本案は、原案のとおり認定されました。 日程第 1 5 認定第 1 0 号 平成 1 8 年度まんのう町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 1 0 号 平成 1 8 年度まんのう町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。
日程第 1 6		よって本案は、原案のとおり認定されました。 日程第 16 議案第 1 号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 1 号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。
日程第 1 7		よって本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 17 議案第 2 号 字の区域の変更についてを議題といたします。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。

日程第 1 8	副議長	これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 2 号 字の区域の変更についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 18 議案第 3 号 字の区域の変更についてを議題といたします。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。
日程第 1 9		これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 3 号 字の区域の変更についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 19 議案第 4 号 まんのう町道路線認定についてを議題といたします。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 4 号 まんのう町道路線認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。

日程第 2 0	副議長	よって本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 2 0 議案第 5 号 まんのう町道路線変更についてを議題といたします。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 5 号 まんのう町道路線変更についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。
日程第 2 1		よって本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 2 1 議案第 6 号 まんのう町道路線廃止についてを議題といたします。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 6 号 まんのう町道路線廃止についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。
日程第 2 2	白川美議員	よって本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 2 2 議案第 7 号 平成 1 9 年度まんのう町一般会計補正予算案を議題といたします。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 7 番 白川美智子君 公有財産購入費 2, 7 0 0 万円これはどうして買うのか、説明をお願いいたします。

日程第 2 3	副議長 白川美議員	反対の討論です。 これについては2, 7 0 0 万円、総合公園の付近だと思いますけれども用地を広げることは賛成できないと反対討論であります。
	副議長	賛成討論 2 0 番 高木堅君
	高木議員	あの、この議案につきましては十二分に私ほう総務委員会でも審議をし尽くし、また執行部から町長、担当課長等に詳細にわたっての説明を受け、今後のまんのう町の住民のために当然これをしとくべきだという、先ほど委員長の報告もありましたが全会一致で可となったわけであります。私はそういったかたちで賛成の立場で討論させていただきます。
	副議長	討論他にありませんか。 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 7 号 平成 1 9 年度まんのう町一般会計補正予算案を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 (起立多数) 起立多数であります。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 2 3 議案第 8 号 平成 1 9 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案を議題といたします。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 8 号 平成 1 9 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。

日程第 2 4	副議長	よって本案は、原案のとおり可決されました。 ここで 10 時 45 分まで休憩いたします。 休 憩 10 時 29 分
		再開いたします。 再 開 10 時 45 分
	町長	日程第 24 議案第 9 号 政治倫理の確立のためのまんのう町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただいま上程されました、議案第 9 号 政治倫理の確立のためのまんのう町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。10 月 1 日より、郵政公社が民営化に伴い郵便貯金等の文言を削除し、また、金融商品取引法によりまして、それぞれの字句を改正するものであります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。
	副議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。質疑はありますか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第 9 号は会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) よって議案第 9 号は委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論にはいります。討論はありますか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 9 号 政治倫理の確立のためのまんのう町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。

日程第 2 5	副議長	よって本案は、原案のとおり可決されました。
		日程第 2 5 議案第 1 0 号 工事請負変更契約の締結について 平成 1 9 年度仲南小学校校舎棟耐震改修工事 を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	町長	ただいま上程されました、議案第 10 号 工事請負変更契約の締結について 平成 1 9 年度仲南小学校校舎棟耐震改修工事 につきましてご説明申し上げます。
		7 月 5 日の第 3 回まんのう町議会臨時会で議決をいただきました、仲南小学校校舎棟耐震改修工事につきまして、工事請負変更契約が必要となりましたので、地方自治法 96 条第 1 項第 5 号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。
		変更増の契約金額 2 7 3 万円 既契約金額 7、3 5 0 万円 変更後の契約金額としては、7、6 2 3 万円となります。
		変更増といたしましては、爆裂補修の追加変更、たれ壁のふかし壁改修などによるものであります。なお工期の変更はありません。ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
	副議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。質疑はありませんか。
	3 番 本屋敷君	
本屋敷議員		契約の変更ということですが、今の内容で爆裂補修とたれ壁等々ございましたが、当初の設計において当然爆裂補修、瑕疵で設計に入れていたと思われます。それが今回補修され増額されるということはどういった理由のためにされるのか、それは瑕疵できない場所にあるのか、工事をしたことによってできたのかというところ、あとたれ壁とか、等々というところをですね、もう少し詳しくご説明願えたらと思います。
	副議長 教育次長	加見重照君 本屋敷議員さんのご質問にお答えしたいと思います。爆裂補修の補修箇所の追加ということでございますが、当初設計の段階では目視で設計積算をしてございます。実際、実施にかかりまして足場をくみ、また 2 階の底の部分、天井部分ですが、そこらへんの現地を確認したことにより増えたものでございます。それと今回の主な工事内容の変更でございますが、今いいました爆裂補修の追加変更、また既設の給排水の暖房用の配管また配管位置等の改修も一部入ってございます。これにつきましては耐震ブレイス

	教育次長 副議長 高木議員 副議長 教育次長 副議長 高木議員 副議長	を設置するにあたりましてその耐震ブレイスを設置したら、今付いている配管等がちょうど耐震ブレイスに当たるということで一部その配管を変更したものとございます。それと大きなものとしましては、普通教室等の一階の部分でございますが床下の防火用水用のピットがございまして、柱の補強するためにちょっと掘削をしてございましたら、その防火用水にちょうど突き当たりましてそこらへんの耐震補強、はつり部分の補強が追加となつてございます。主なものはそれぐらいでございます。 20番 高木君 今ちょっと聞きよたけど、これ総務委員会で聞いたんとニュアンスがちょっとちがうところがあるんで教育次長聞くんやけど、耐震のブレイスをつけることによって、その当初の契約の中でブレイスをつけることによってその分の配管の工事とか、そんなんが生じたというそれが中にあるというような解釈、私、今ひょっとしたんですけどそういう状態であればその当然場所の中の工事箇所のある分についてはですね、当然何が起こるかわからんということに基づいてですね、請負工事は締結されとるもんと私はそういう判断をしとるんですけどどうですか。 加見重照君 今の高木議員さんのご質問にお答えしたいと思います。今の耐震ブレイス設置に伴いましてどうしても暖房用の配管、給配水管を移動したというのは、便所棟の廊下の上の天井の裏の耐震ブレイスを設置したことによりまして、出来形設計書上では多少の余裕はあったのですが、実際剥ぐってみますと天井と配管との隙間が非常に少なく、耐震ブレイスを設置すればそれだけ配管が邪魔になるということで配管を移動させまして、天井も少しですが低く設置をいたしております。以上のような理由でございます。 20番 高木君 あの、教育次長な、今大変予算的に本当にまんのう町もきびしい予算執行をしていっきょんですが、あのほかの官公庁等の落札、また請負契約等、また変更等にですね、比較すれば大変これ、なやすいような次長の説明ですよ。こんなに今、おそらく県発注でも耐震工事がプロジェクト組んで、県も学校専門のプロジェクトチーム組んでそれなりに県内一円やっとなるようですが、そういった中でなかなか、そなたにたやすに変更でですね、変更増をみてるような、なかなかないと思いますよ。そのへん十二分にですね、少々のはこれは業者が当然とったことですから、当然やるべきことはちゃんとやらして、してもらわんことにはですね、なんでもかんでも、ふんふんいうたんではいかんと思いますこれ。そのへん十二分に今後肝に銘じてちゃんとやってくださいよ。お願いしときます。 他に質疑ありませんか。 2番 小亀重喜君
--	--	---

	小亀議員	2 番小亀です。ただ今の本屋敷議員、高木議員からの質問と少々かぶるんですが、当初の7, 350万円の金額の中にそういった予期不可能のものは一切含まれていなかったのかどうか、ある程度予備費的にこのあたりは、不測の事態の工事が発生するだろうという部分というのは当初の金額の中に、今頃いっても遅いかもしれませんが全然予測されていなかったのか、もし予測されておるのであれば今回出たもんは出たもんで請求しますというのは、まったくおかしいことになりますので当初そのあたりをどういうふうに反映されていたか、今になっておかしんですけどお答えいただけたらと思います。
	副議長 教育次長	加見重照君 小亀議員さんのご質問にお答えします。爆裂補修等は当初は目視等でやってございまして、余分は全然見てございません。そのために今回実施にあたり足場組んで現場にあたり、実施にあたりまして増加した分を今回補正させていただいてございます。なお、追加工事その他出てございますが100%は見てございません。ある程度のところで抑えさせていただいてございます。
	副議長 小亀議員	2 番 小亀重喜君 十分な精査をお願いするということばに集約されてしまうんですが、かかったものはかかったものだから増額してくれと、その反面たぶんやってみたら安くなったんでないかなあということもあると思うんです。ですからかかった分だけを増額を見るのではなくて、そしたらこれをやったら安くなっただろうがいうところも十分に吟味してしかるべきじゃないかなと思いますので、そこを是非お願いしたいと思います。以上です。答弁は結構でございます。
	副議長	他にありませんか。
	川原議員	18 番 川原茂行君 これはですね、先ほど各委員さんからご質問がございましたが、私は本来こういう業者は指名に入れるべきでないと基本的にはそう思っております。今後、執行部の考えどうですか。こういうあとから変更契約でですね、出てくるような業者はもう初めから指名にいけない。こういう考えは私は当然持つんですがお考えどうですか。あとからなんぼでも出していたらまんのうの議会は認めてくれるとこういう考えでは私住民に答弁ができない。いかがですか執行部。
	副議長 町長	町長 栗田隆義君 川原議員さんの質問にお答えいたします。俗一般にいわれております、耐震改修また改修工事というのは実際建築されて何十年も20年、30年とたったような建物が非常におおございます。まあ当初は足場もなく目視で見たり一応現地も少々確認するとは思いますが、天井裏とかなかなか見れませんでしたので建築当初の出来形図面等でたぶん設計に入っておると思います。まあそういった点で、その設計の段階でそういった点を見落としておったか、またあるいは実際現場に入ってから見たら非常にきれいなんです

	町長	が、実際足場を立てて壁の面を調査をしていったら見た目ではわからなかったんですが、実際かなり壁が浮いておところの補修等々、追加工事が出てきただろうというふうに思います。今、川原議員さんのなんぼでも追加工事のあれを出してくるような業者は、指名からはずしたらどいやというようなことがございましたが、これはちょっとたぶん契約上等々で、そのために今度から指名に入れんというのは、ちょっと問題があるんじゃないかなあというふうに思います。十分調査をしてみたいとこのように思います。
	副議長 川原議員	18番 川原茂行君 町長さんよくわかるんですよ。だったら設計業者にも問題があるんじゃないですか。これ施工業者だけじゃないんです。設計業者に問題があるからこういうことになってくるんです。そこらへんが基本的に執行部がどう考えているか。私は問題があると思いますよ、問題があると思いますけども基本的にそういういろんな業者が入ってきて、そこで仕事をやっていただいた、設計業者、施工業者両方に問題があると思います。だからそういう問題が出てくるのであれば、設計業者も先ほどのようなように私は指名の今後の参考材料にすべきでないかと思うんですが、この指名に関する考え方いかがですか。今度は設計業者、施工業者両者を含めてお願いします。
	副議長 町長	町長 栗田隆義君 川原議員さんの再質問にお答えします。確かに施工業者だけでなく設計業者にも、おちどがあつたんでないかということがございますが、なかなかこの設計の段階で足場もない状態で2階、3階を目で見てそれを判断するというのは非常に難しいところがあるかと思いますが、出来ればその契約の条件の時にこれ以上の追加はでないよと、そのガンのところでやってほしいというような契約条項が入れたような契約が出来るのであれば、そういうことも起こらないのかなあというふうに思います。そのへんのところちょっと勉強不足でありますので十分検討させていただいたと思います。
	副議長 川原議員	18番 川原茂行君 それでは町長さん十分お願いしときます。設計業者、施工業者これからはまんのう町で耐震もあるし、新しく増設、新築のともございます。十分今から気持ちを引き締めて研究しておいて下さい。お願いします。終わります。
	副議長 黒木議員	11番 黒木 保君 今川原議員の方からも意見がありましたけれども、答弁はいろいろにこういえるんです。本当に下から見てその設計業者が、素人が今町長が答弁したのは素人が見て、この天井はこうやというような感じの設計業者の設計のように聞こえました。いうことで今川原議員がいうようにやはり、設計の段階で天井裏でもやっぱり素人でもどんな状態でも直してくれれば、上へあがってやっ

	黒木議員 副議長 高木議員 副議長 町長	ぱり確認します。下から見て天井がちょっとあいとったきん、それがわからなんだというような設計ではやはり２７０万近くの金を、これは自分らの金でないきに出せるかしりませんですけども、やっぱり税金を２７０万という簡単に一つの設計変更いうことで出すということは町民に対して、やはり説明がききませんので今後本当に気をつけてやっていただきたいと思います。答弁いりません。 ２０番 高木 堅君 今黒木議員がいわれましたけど、町長あのあんたもプロの立場でおって私ちょっと耳ざわりがしたんですけど、目視、目視といいますけどあの、目視ですね、そこへずらっとひな壇におるものは目視で結構ですわ。われわれ以外もね、これ今川原議員がいうようにかたやプロですよ、設計料もろとんですよ、設計料なんぼですか、あれ、あそこの８００万ぐらいもろとんでないですか。ね、それだけの金額の設計費取ってですね、当然目視はえんやけど基本的な最初の建築したときの設計があるはずですよ。その図面に基づいてこれだけの分やったらこれだけの耐震やって、この分の配筋やったらこれだけの配筋の分に対してなんぼのプレスを入れるかと、ね、なんぼの鋼材のプレスを入れるかと、それに関してはなんぼの無収縮の分を取っていくかと、アンカーは何本打つかと、はっきりしとんですよこれ、なかなかこれ、鉄川先生に似合わず素直に変更をですね、こういった段階で出してくるいうのも私もおかしいなと、それと先ほど小亀議員が言いましたけどこれも小亀議員言うときますけどね、話があったきんついでに総務委員会ですね、私もこれ言うとんですわ、減る分は減ったんでええとちゃんと減せよと、ほんまに増えるとする分は的確に増えとする分はまちがいない分は増額してあげたらええがと、そのへんは十分まちがわんと、増える分だけ出したらいかんぞとそれはきつく委員会でも言うとんですわ、私委員会向けて、執行部に向けて、当然十二分に審議はやつりょんやきん、とにかく今町長が言うのは目視、目視いうのはそれはあんたはそれで今の立場ではとおるかわからんけど、あんたもプロとしてのね、それだけのプライドがあるんですから、立場はちごてでも、ただこれは設計業者がある意味当初のわが金がいらん最初の分の図面をもっとるはずですよ、はっきりいうて、当初の分の設計は誰がしとんか知らんけど、その設計がろくなことしてないんやったらまた別ですよ、おそらくしとるはずですよ、県、国の補助もろとんやから、そのへん十二分にね、設計に入る段階からこれから来年ですか長炭の耐震も当然あることやし、こななやり方されたらこまるんですよ、十二分にあのお願いしとくし、町長もそなにね、見ていかげんでどんぶり勘定みたいなものの言い方は謹んでくださいよ。お願いしときます。以上。 栗田町長 高木議員さんの質問にお答えをいたします。今後まだ来年度ですか長炭小学校等の耐震改修等もございます。今後の工事に関しましては、十分、設計事務所また施工業者に注意をしますし、吟味をしますし、もう今後大幅な変更がないように十分検討してま
--	---	--

	町長 副議長 谷森議員 副議長 谷森議員 副議長	いりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。 他に質疑ありませんか。 谷森君 これあの、直接この契約云々ではないんですが、いわゆる一般的に例えばこう議会がかなりきびしいとそういった場合に執行側が設計あるいは施工の段階であとあと追加があったら困ると、だから厳正に見取ってくれと、そういうふうにおっしゃるかと思うんです。そうすると業者はまあまあちょっと余分にみとかないかと、こういうようなことも考えられる。というのは例えば、いわゆる予算とか決算の時でも不用額がでると、そしたら議会が追及すると、それやったら予算計上しとる分は使わんと議会から厳しい追求されると、こういうようなことはないとは思いますが、そいなことでありますのでやはりその設計の段階で業者をきびしく厳正にお願いせないかんのですが、やはりそこは限られた資金とこのようによくおっしゃられますのでその点は十分配慮して今後お願いしたらと思います。以上です。 答弁いりませんか。 はい 他に質疑ありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第10号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって議案第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより討論にはいります。討論ありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第10号 工事請負変更契約の締結について 平成19年度仲南小学校校舎棟耐震改修工事 を採決いたしま
--	--	--

日程第 2 6	副議長	す。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 2 6 選挙第 1 号 まんのう町外二ケ市町十郷地区山林組合議会議員の選挙についての件を議題といたします。 この選挙につきましては組合規約の規定に基づき議員 3 名を選挙するものであります。これよりまんのう町外二ケ市町十郷地区山林組合議会議員の選挙を行います。 お諮りします。選挙の方法については指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。 ただ今から事務局より書類の配布をいたさせます。 まんのう町外二ケ市町十郷地区山林組合議会議員に、 まんのう町佐文 1 6 番地 1 尾⇓石根君 まんのう町山脇 4 6 1 番地 香川義政君 まんのう町五条 8 番地 1 堀田義一君 を指名します。 お諮りします。ただ今議長が指名しました 尾⇓岩根君、香川義政君、堀田義一君を当選人と定めることにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。
----------------	------------	--

日程第 2 7	副議長	したがってただ今指名しました 尾 岩根君、香川義政君、堀田義一君がまんのう町外二ケ市町十郷地区山林組合議会議員に当選されました。 会議規則第 3 3 条第 2 項の規定による当選の告知は、後刻本人あてに行うことにいたします。 以上でまんのう町外二ケ市町十郷地区山林組合議会議員の選挙を終わります。 日程第 2 7 意見書第 1 号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書案を議題といたします。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、意見書第 1 号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。
日程第 2 8	議会事務局長	よって本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 2 8 議員派遣の件を議題といたします。 本件については会議規則第 1 2 0 条の規定によって議員を派遣するものです。議会事務局長に朗読させます。 事務局長 久留嶋一之君 それでは朗読させていただきます。 議員派遣の件、次のとおり議員を派遣する。 1 香川県町村議会議長会主催の議員研修 (1) 目的 これからの地方自治に対応した、議会の活性化に資するため (2) 派遣場所 香川県自治会館 (3) 期日平成 1 9 年 1 0 月 2 9 日 (4) 派遣議員 全議員 2 平成 1 9 年度まんのう町議会議員研修 (1) 視察・研修目的 健康増進・介護予防 デマンド交通システム 光ファイバー通信網 (2) 派遣場所 茨城県茨城郡城里町、(株)つくばウェルネスリサーチ 茨城県つくば市、新潟県見附市 (3) 期間につきましては平成 1 9 年 1 1 月 1 4 日～1 6 日 3

日程第 29	議会議務局長 副議長	日間でございます。（４）派遣議員 全議員でございます。以上でございます。 お諮りいたします。ただ今提案をいたしました議員派遣の件については、朗読内容のとおり派遣することに決定いたしたいと思 います。これにご異議ありませんか。 異議なしと認めます。 よって日程第 28 議員派遣の件についてはこれを決しました。 日程第 29 閉会中の継続調査についてを議題といたします。 本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調 査並びに議会運営委員会において、議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し 出があります。 お諮りします。各委員長からの申し出のとおり議会閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。 各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。 次回、12 月定例会における一般質問通告については、通告書欄外記載のとおり要旨はできるだけ具体的に、また特に答弁の必 須点を詳細に記述するようお願いします。 これにて平成 19 年第 3 回まんのう町議会定例会を閉会いたします。
	閉 会	閉 会 午前 11 時 20 分

		地方自治法第123条第3項の規定により署名する。 平成19年9月27日 まんのう町議会副議長 まんのう町議会議員 まんのう町議会議員
--	--	---

